

札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）素案 概要

目 的

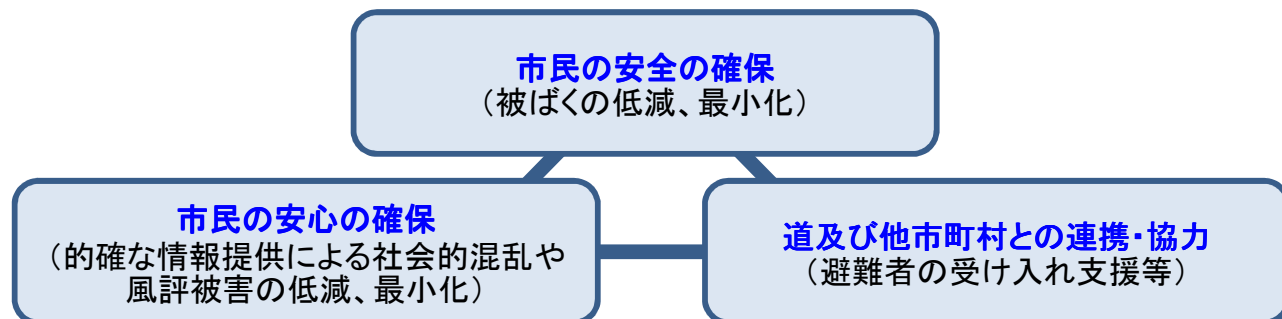
- 札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）は、泊発電所の事故によって起こる原子力災害への対応について定めるものです。
- 札幌市、北海道及び防災関係機関が必要な体制を確立し、総合的かつ計画的な対応を行うことによって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から守ることを目的としています。

方 針

- 原子力災害は、放射線による被ばくの程度を直ちに把握することができません。地震災害などとは異なって、市民が自らの状況を正確に把握し、的確に判断・行動することは、極めて困難です。
- そこで、本計画は、原子力災害の特殊性を踏まえ、以下の体制などを定めます。
 - ・市民に対する的確な情報伝達体制の確立
 - ・原子力防災に関する知識の普及啓発
 - ・迅速かつ的確に対応するための防災関係機関相互の協力体制の確立 等

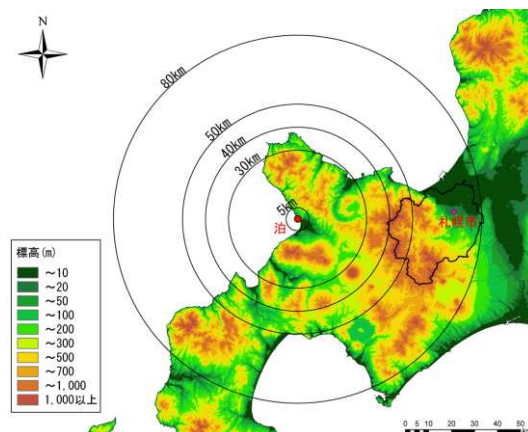
計画の柱

本計画では次の**3つの柱**を掲げ、原子力防災の実効性の向上のために必要な施策を推進します。



札幌市の地域特性

- 札幌市は泊発電所から約40～80kmに位置しています。
- 札幌市は石狩平野の南西部に位置し、泊発電所が所在する後志地方との境となる西側の山地には、市街地に近いところで標高300～500m、さらに西側には1,000m級の稜線が連なっています。
- 札幌市は平成24年10月1日現在、人口約192万人（北海道の人口の約1/3）を擁する全国5番目の大都市です。



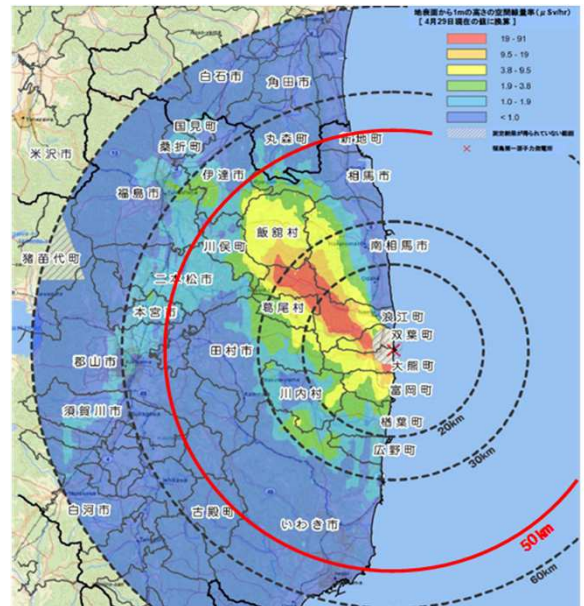
札幌市と泊発電所の位置関係

この計画が想定する被害

本編p9～

福島県の被害状況

- 福島第一原発から約50～90kmに位置する福島市では、同原発事故により、空間線量率の上昇が観測され、教育施設での屋外活動制限等が実施されるなど、多大な影響を受けました。
- 放射性物質の拡散は、同心円状ではなく、気象条件に大きく依存します。福島第一原発から約30～50kmに位置する飯舘村では、事故後、計画的避難区域に指定され、全村民が村外への避難することになりました。（右図参照）



これらの状況や札幌市の地域特性を踏まえ

- 計画の被害想定は、福島市の汚染規模を基本としつつ、最大被害規模として、泊発電所から約50km以内の市域が計画的避難区域に指定される程度の汚染規模とします。

事前の備え（災害予防）

本編p17～

■情報の収集・連絡体制の整備

国、道及びその他防災関係機関と、確実な情報の収集・連絡体制の構築を図ります。

■災害応急体制の整備

警戒配備、災害対策本部、環境放射線モニタリングに関する体制などを整備します。

■屋内退避等に係る体制の整備

屋内退避や計画的避難の判断基準や、実施体制を整備します。また、高齢者や障がい者などの災害時要援護者に対しては、関係機関との協力により必要な体制を整備します。

■市民への的確な情報伝達体制の整備

防災行政無線、携帯電話への災害情報の配信、報道機関の活用など、さまざまな手段により、的確な情報伝達体制を整備します。

■避難者の受け入れ・支援

泊発電所周辺自治体からの避難者の受け入れ及び支援の体制に関する計画を作成します。

■市民に対する知識の普及と啓発

市民に対し、原子力災害や放射性物質の特性などに関する知識の普及と啓発を図ります。

災害発生時の対応（災害応急対策） 本編p31～

■警戒配備

特定事象（原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象：原子力事業所の境界付近の放射線測定設備（2つ以上）において5 μ Sv/h以上が検出された場合など）等が発生した場合、速やかに警戒配備を行います。

■災害対策本部

内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、市長を本部長とする災害対策本部を設置します。

■災害応急対策業務の体系

体制	業務開始項目
警戒配備	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
	警戒配備
	緊急時モニタリング等の実施
	市民への的確な情報伝達活動
災害対策本部	災害対策本部設置
	活動体制の確立
	屋内退避等の防護措置（※）の実施
	社会的混乱の防止
	飲料水・飲食物の摂取制限等の実施
	交通の確保
	災害時広聴活動
	泊発電所周辺自治体からの避難者の受け入れ・支援

※屋内退避等の防護措置

○屋内退避

原子力災害発生時に、放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。

なお、福島第一原発の事故対応時には、「外出禁止」ではなく、屋外に出ることは極力避けることが望ましく、外出する場合は、可能な限り短時間にするとともに、徒歩よりは車で移動すること、マスクをすること、肌を露出しないよう長袖・帽子を着用することなどの注意事項が示されました。

○計画的避難

緊急避難とは異なり、混乱が生じないよう国などの関係機関が該当自治体と綿密に打ち合わせし、一定期間（福島第一原発の事故対応時には1か月）中に計画的に避難を実施すること。

○安定ヨウ素剤

放射能を持たないヨウ素を含むヨウ化カリウムなどを丸薬または内服薬として製剤化したもの。

原子力災害など大気中に放出された放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積されにくくするために、予防的に服用します。

■放射性物質による環境汚染への対処

学校や公園など、子どもの生活環境を優先し、必要な措置を講じます。

■環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

環境放射線モニタリングを、引き続き実施するとともに、実施結果を速やかに市民に公表します。

■心身の健康管理

不安軽減のための適切な情報を提供するとともに、心身の健康に関する相談に応じます。

■風評被害等による影響の軽減

市内産農林畜水産物等の放射能汚染への不安が広まることにより、消費者の買い控えや価格低下による売り上げ減少を防ぐため、放射性物質検査を実施し、その結果を報道機関やホームページなどの多様なメディアを活用して情報発信します。

■損害賠償の請求等に必要な資料の作成

農林畜水産業、商工業等の受けた被害について、必要に応じて調査するとともに、屋内退避及び計画的避難の対象となった市民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明事務を行います。

市民・企業の役割

本編p16

- 原子力災害が発生した場合、被ばくの低減・最小化のための具体的な防護措置を円滑に実施するためには、市及び防災関係機関・団体による対応だけでは十分な対策が講じられるとは限りません。

- 放射線による被ばくや汚染の程度は直ちに把握することができないため、直接的な被害が生じていないにもかかわらず、社会的な混乱や風評等といった間接的な被害が生じることも想定されます。

市民・企業の役割

- 他の災害と同様、地域の自主防災組織、町内会、その他の団体の協力が欠かせません。
- 国や事業者、道、市などが発信する各種情報を正確に受け止め、それに基づき冷静かつ適切に行動することが求められます。
- 平素から、原子力災害の特性に関すること、放射線による人体への影響及び緊急時にとるべき行動に関することなど、原子力防災に関する正しい知識の習得に努めることが求められます。